

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 16：30 ～ 17：00
提案概要	確定要求書にかかる重点交渉事項について
労使の別	主張の要旨
組合 （あいさつ）	本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 このたび、令和 8 年 2 月 2 4 日付けの確定要求の回答について、また兼業に係る制度について協議したく、この場を設けさせていただきました。
組合 （あいさつ）	当局の皆様におかれましては、日頃より職員組合の活動に対しご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、協議の場を設けていただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。 さて、本日の議題ですが、先程、説明があったとおり、確定要求の回答を踏まえ、当局の皆様と改めて協議させていただきたい事項を挙げさせていただきました。また、併せて、兼業に係る制度についてもこの場をお借りして協議をさせていただければと思います。 職員組合といたしましては、組合員の皆様が安心して仕事に専念できる職場環境の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
市 （あいさつ）	職員組合の皆様には、日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。 佐倉市職員組合の皆様と議論を重ね、より良い制度を構築してまいりたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。
組合	ありがとうございました。早速ですが、協議に入らせていただきます。
組合	令和 8 年 2 月 2 4 日付けの確定要求書に係る回答及びその後の近隣自治体における勤務労働条件に係る制度改正等について検討したところ、職員組合としては、次の 3 点の議題について、交渉の必要があるとの結論にいたりました。まず、1 点目が確定要求書にて求めている『昼休みの適正取得について』です。そして、近隣自治体の動向を踏まえ、2 点目が『夏季休暇の付与日数について』、3 点目が『兼業に係る制度について』となります。
組合 （昼休みの適正取得につい	それでは、1 点目の昼休みの適正な取得について説明いたします。職員組合が実施したアンケートでは、昼休みを 1 時間取得できていると回答した職員の割合が本庁で約 7 8 %、出先で

て)	42%と低いことから、休憩時間が確実に取得できるよう実態を把握し、早急に対策を講じるよう要求し、当局からは出先機関を含め可能な範囲で対応できる方法を検討する旨の回答を頂いています。 新たな休憩スペースを設けるなどの対策を実施して頂いているところではございますが、特に窓口開設部署や出先機関では半数以上が1時間取得できていないと回答しています。休憩時間の確保は労働基準法で義務付けられており、職員の健康保持や業務効率の維持の観点からも重要であると捉えていることから、検討状況について伺います。
市	確実な休暇取得のためには、職場環境改善などのハード面と各所属で休憩の取りやすい雰囲気づくりの両面のアプローチが必要であると考えます。 窓口サービスが多い所属や出先機関では、12時から13時までの時間帯における当番制の導入等により、所属長に対して、休憩スペースの確保等の環境改善や配下職員の休憩取得を管理する義務がある事をあらためて周知してまいります。
組合	ご回答ありがとうございます。所属長への周知のほか、各職場における対策の実施状況などについても引き続き確認いただくようお願いしたいと思います。職員組合としても引き続きアンケート等により、休憩時間の適切な取得ができているか、また、各職場における改善状況について注視してまいります。
組合 (夏季休暇の付与日数について)	続きまして、2点目の夏季休暇の付与日数について説明いたします。現在、佐倉市では年6日間の夏季休暇が付与されているところですが、県内市の平均付与日数は7.0日、近隣市でも印西市、四街道市は7日、成田市、八千代市は8日付与されており、県内37市のうち付与日数が6日以下の市は本市を含め7市という状況になっています。 休暇制度の充実は福利厚生のみならず、新規採用職員等の人材確保においても重要な観点であると考えておりますので、付与日数の増加について当局の見解を伺うものです。
市	本市の夏季休暇制度については、県の休暇制度を参考としてきた経緯がございます。 休暇制度の中でも夏季休暇については、職員の健康保持や心身のリフレッシュ、ワークライフバランスの推進のために重要な役割を果たしているものと考えております。 県内自治体の夏季休暇制度の状況は、把握しているところではありますが、今後も、県の動向を注視しつつ、研究してまいります。
組合	ご回答ありがとうございます。特別休暇付与日数等に関して

	は、各地方公共団体において様々な課題解決に資するべく戦略的に運用されることが望ましいと考えているため、夏季休暇の付与日数の見直しを検討していただきますようお願いいたします。
組合 (兼業に係る 制度について)	続いて、3点目の兼業に係る制度について説明いたします。千葉県では職員の兼業に係る許可基準の見直しを行い、2026年4月1日から運用を開始しております。本市においても、公務外の活動への従事を希望する職員が活動しやすい環境を整備することは、新規採用職員等の人材確保の観点などから重要だと考えています。兼業に係る運用の見直し等を検討されているか、当局の見解を伺います。
市	地方公務員の兼業については、総務省において令和6年9月に設置された有識者検討会で検討が進められ、令和7年6月に報告書が取りまとめられました。これを踏まえ、総務省から兼業許可に関する留意事項等の通知が発出されています。 また、国家公務員についても、令和6年に人事院勧告で兼業制度の見直しが示されたことを受け、本年8月4月に自営兼業制度が見直されました。さらに、千葉県においても国と同じ本年8月4日から兼業許可基準の見直しが実施されていると承知しています。 佐倉市では、これまで明確な兼業許可基準を定めていませんでしたが、こうした国や県の動向を踏まえ、許可基準の設定や事務手続きの見直しについて検討を進めているところです。許可の範囲については、基本的には県の基準と同様を予定しています。新たな基準については、秋頃の職員周知を目途に準備を進めており、年度内の運用開始を目指しています。
組合	ご回答ありがとうございます。県の基準と同様の許可基準の設定を検討いただいております。ありがとうございます。兼業制度の充実には職員のスキルアップやモチベーションの向上にも資することだと思いますので、希望する職員が制度の趣旨を理解して適正に活用できるよう周知や案内をお願いいたします。
組合	ありがとうございました。協議は以上となります。 その他に何かございますでしょうか？
市 (令和9年4月適用の8級制移行にかかる経過措置について)	1月の交渉で協議事項となっていた行政職給料表適用者の8級制移行にかかる経過措置について、現時点での検討事項をこの場を借りてご説明させていただきます。 制度移行にあたり、令和9年4月1日の級号給の切替えにおいては、大きく次の2点を検討しております。 ひとつめについて、給料表切替後は、現在の1級主事または主事相当職を1級と2級にすること、現在の2級主任主事また

	は主任主事相当職を３級とすることを前回ご説明しており、主事の期間を１級と２級に分けることで昇格機会を増やして、若年層における評価を適切に処遇に反映できるものと考えております。 現行制度では、１級６年、２級７年を基本とする在級年数を採用しておりますが、新制度移行後は、１級２年、２級５年として主事級を合計７年、その次の主任主事級を６年とし、主事と主任主事の期間を変えないようにする検討をしております、また、主任主事昇任試験については今年度から廃止をしたところでです。 しかし、現在、主事の職員に新制度による主事の期間７年を経過措置なく適用すると、昨年度まで実施していた主任主事昇任試験に合格した職員との不均衡が生じるために、令和７年４月１日までに採用された職員までは、これまでの主事の期間６年を維持することを検討しております。 もうひとつは、切替え時において、現在１級の職員のうち在級期間２年以上を満たす職員は、新制度移行時に２級主事に切り替えることとなりますが、その際には、人事評価に応じた昇格メリット分の昇給を令和９年７月に実施することを検討しております。 そのほかにも細かな調整が必要となる事項があるかと思いますが、いずれも不具合のないように措置を講じていきたいと考えております。
組合	ご説明ありがとうございます。今回お示しいただいた経過措置については、制度移行に伴って生じる不均衡の緩和に向けて検討いただいていることを理解いたしました。 特に、主任主事昇任試験の廃止に伴う影響を踏まえ、令和７年４月１日までの採用者について主事期間を６年に維持する方向性や、２級主事への切り替えにおける昇格メリット分の昇給を行う措置を検討されている点については、一定の配慮がなされているものと受け止めています。 一方で、例えば３級主任主事への切り替えにおいて、３級初号給へ飛びつく対象範囲が広く、これまでの成績評価の処遇反映による号給差が集約されてしまうなど、今回の措置によって不均衡が完全に解消されるものではなく、制度移行のタイミングやこれまでの昇任・昇格の経過によっては、依然として職員間で制度移行による不公平感が残るものと認識しております。制度改正に伴う経過措置である以上、すべてのケースにおいて

	不均衡を解消することが現実的に難しいことも理解しておりますが、引き続き不均衡の緩和に向けた検討をお願いしたいと考えています。 今後の検討の中で新たな課題や対応案が整理された際には、できる限り早い段階で情報共有いただくようお願いいたします。
組合	その他はよろしいでしょうか？ それでは、以上で終了とさせていただきます。 当局の皆様におかれましては、お忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。